

議案第 8 1 号

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例（平成30  
年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条を第23条とし、同条の前に次の1条を加える。

（守秘義務）

第22条 指定管理者は、個人情報情報の漏えいの防止その他の個人情報  
の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びセンターの業務に従事している者は、センター  
の業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはな  
らない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り  
消され、又はその職を退いた後においても、同様とする。

第12条の見出し中「損害賠償」の次に「義務」を加え、同条中  
「使用者」を「指定管理者又は利用者」に、「より、施設、附属設  
備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める  
額」を「よってセンターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失さ  
せた場合は、指定管理者又は利用者においてその損害」に改め、同  
条ただし書中「その者の責めに帰することができない」を「特別の  
事情がある」に改め、同条を第21条とする。

第11条中「使用者は、使用が終わったとき、又は使用の許可が  
取り消されたときは、使用した施設」を「指定管理者は、その指定  
の期間が満了したとき又は第12条第1項の規定により指定を取り

消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第11条に次の1項を加える。

2 利用者は、その利用が終わったとき又は第16条の規定により許可を取り消されたときは、利用した施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第11条を第20条とする。

第10条の見出し及び同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が」を「利用者の責任によらない理由その他」に改め、同条を第19条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「特別の理由があると認めるときは、使用料」を「市長が定める基準に従い、利用料金」に改め、同条を第18条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「利用者」を「センターの利用料金」に、「定める使用料を前納しなければならない」を「掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額の範囲内におい

て、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

第8条を第17条とする。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条前段中「市長」を「指定管理者」に改め、「使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が」を削り、「使用」を「利用」に改め、同条後段中「利用者」を「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に改め、「、市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条第1号中「この条例若しくは」を「利用者がこの条例若しくは」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「偽り」を「利用者が偽り」に改め、同条第3号中「災害」を「センターが災害」に改め、同条第4号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第4条の見出し中「使用者」を「利用できる者」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第3条の次に次の9条を加える。

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、向日市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務

(指定管理者の指定の手續)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める事項を明示して公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、指定管理者の候補者を選定し、

議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、効果的かつ効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

4 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の期間)

第8条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) センターの管理に要する費用に関する事項
- (4) センターの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (5) センターの利用者等に係る個人情報（向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報

をいう。以下同じ。)の保護に関する事項

(6) センターの管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

(7) 事業報告書に記載すべき事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) センターの利用料金の収入の実績

(3) センターの管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項  
(業務報告の聴取等)

第11条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況について定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管

理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第7条第4項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

別表中「第4条」を「第13条」に、「第8条」を「第17条」に、「200円」を「182円」に、「100円」を「91円」に、「800円」を「728円」に、「8,000円」を「7,273円」に、「付属」を「附属」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正前の向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づきなされた使用の許可、使用の許可の申請その他の行為については、改正後の向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定に基づきなされた利用の許可、利用の許可の申請その他の行為とみなす。

##### (準備行為)

3 改正後の条例第7条の規定による指定管理者の指定の手続きそ

の他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

〈参 考〉

向日市女性活躍センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第5条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第3項の規定に基づき、向日市が指定するもの（以下 「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務</p> <p>(2) センターの利用の許可に関する業務</p> <p>(3) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務</p> <p><u>(指定管理者の指定の手續)</u></p> <p>第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、 規則で定める事項を明示して公募するものとする。ただし、 公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、 この限りでない。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める 申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、 市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号の いずれにも該当するもののうちから、指定管理者の候補者を 選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が市民の平等利用を確保することができる ものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮すると ともに、効果的かつ効率的な管理が図られるものであること。</p>	

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

4 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の期間)

第8条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) センターの管理に要する費用に関する事項

(4) センターの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）に関する事項

(5) センターの利用者等に係る個人情報（向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

(6) センターの管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

(7) 事業報告書に記載すべき事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) センターの利用料金の収入の実績

(3) センターの管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして

市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第11条 市長は、センターの管理の適正を期するため、  
指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に  
ついて定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に  
調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないと  
きその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指  
定管理者による管理を継続することができないと認める  
ときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の  
業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第7条第4項の規定は、前項の規定により指定管理者  
の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部  
若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定め  
て管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に  
おいて、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償  
の責めを負わない。

(利用できる者の範囲)

第13条 別表に規定する施設（以下「会議室等」とい  
う。）を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に規定する設置目的のために利用する個人及  
び団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に認める  
者

(利用の許可)

第14条 会議室等を利用する者は、指定管理者の許可を  
受けなければならない。許可を受けた事項を変更する  
ときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に、センターの管理上必要  
な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第15条 指定管理者は、次のいずれかに該当する  
ときは、利用を許可しない。

- (1)～(3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当で  
ないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、

(使用者の範囲)

第4条 別表に規定する施設（以下「会議室等」とい  
う。）を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に規定する設置目的のために使用する個人及  
び団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める  
者

(使用の許可)

第5条 会議室等を使用する者は、市長の許可を  
受けなければならない。許可を受けた事項を変更する  
ときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に、センターの管理上必要  
な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次のいずれかに該当する  
ときは、使用を許可しない。

- (1)～(3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当で  
ないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用の許可を受けた者（以下

\_\_\_\_\_ 次のいずれかに該当するとき  
は、利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用の許可を受けた者  
(以下「利用者」という。)に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) センターが災害その他やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用料金)

第17条 センターの利用料金は、別表に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に相当する額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を\_\_\_\_\_を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第12条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設、附

「利用者」という。)が次のいずれかに該当するとき  
は、使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者  
\_\_\_\_\_に生じた損害については、市\_\_\_\_\_は賠償の責めを負わない。

- (1) この条例若しくは\_\_\_\_\_この条例に基づく規則又は市長\_\_\_\_\_の指示に違反したとき。
- (2) 偽り\_\_\_\_\_その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害\_\_\_\_\_その他やむを得ない理由により使用できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長\_\_\_\_\_が特に必要と認めるとき。

(使用料\_\_\_\_\_)

第8条 使用者\_\_\_\_\_は、別表に定める使用料を前納しなければならない

(使用料\_\_\_\_\_の減免)

第9条 市長\_\_\_\_\_は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料\_\_\_\_\_の還付)

第10条 既納の使用料\_\_\_\_\_は、還付しない。ただし、市長が\_\_\_\_\_特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、使用が終わったとき、又は使用の許可が取り消されたときは、使用した施設\_\_\_\_\_、附

属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用が終わったとき又は第16条の規定により許可を取り消されたときは、利用した施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は利用者は、その責めに帰すべき理由によってセンターの施設、附属設備等を損傷し、又は滅失させた場合は、指定管理者又は利用者においてその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情がある\_\_\_\_\_と認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第22条 指定管理者は、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びセンターの業務に従事している者は、センターの業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第23条 略

別表(第13条、第17条関係)

施設	単位	金額
お試しオフィススペース	1時間	182円
厨房		
大会議室		
和室	1時間	91円
小会議室		
ミーティングルーム		
コワーキングルーム	1時間	182円
	1日	728円
	1か月	7,273円
附属設備	別に規則で定める額	

属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。\_\_\_\_\_

(損害賠償\_\_\_\_\_)

第12条 使用者\_\_\_\_\_は、その責めに帰すべき理由により、施設、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める額\_\_\_\_\_を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 略

別表(第4条、第8条関係)

施設	単位	金額
お試しオフィススペース	1時間	200円
厨房		
大会議室		
和室	1時間	100円
小会議室		
ミーティングルーム		
コワーキングルーム	1時間	200円
	1日	800円
	1か月	8,000円
付属設備	別に規則で定める額	